別紙標準様式（第7条関係）

会　議　録

会　議　の　名　称	令和８年度　第１回　枚方市保健所運営協議会
開　催　日　時	令和８年 10 月８日（木曜日）14 時 00 分から 15 時 30 分まで
開　催　場　所	枚方市保健所　４階　健康講座室
出　席　者	会長：山田委員 副会長：長谷委員、上羽委員 委員：東委員、岩田委員、大﨑委員、大町委員、狩野委員、木村委員、甲田委員、白石委員、松田委員、宮本委員、吉岡委員
欠　席　者	伊藤委員、齋藤委員、竹島委員、長尾委員、福間委員、松峯委員、百田委員
案　件　名	１．諮問 ２．会長の選任について ３．こどもの自殺対策に関する協議会の設置について ４．保健所各課からの報告について 保健医療課：映像通話を活用した遠隔立入検査効率化事業について 保健衛生課：枚方市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に向けた取り組みについて 保健予防課：枚方市保健所のAMR対策について ５．その他
提出された資料等の名　称	資料１．諮問書（写） 資料２．枚方市保健所運営協議会委員名簿 資料３．こどもの自殺対策に関する協議会の設置について 資料４．保健所各課からの報告 （保健医療課・保健衛生課・保健予防課） 資料５．今後の進め方について 参考資料１　枚方市保健所運営協議会条例 参考資料２　令和７年度 保健所年報 参考資料３　自殺対策ネットワーク会議について
決　定　事　項	○委員の互選により、会長に山田委員を選出した。 ○こどもの自殺対策に関する協議会の設置について意見がまとまれば第２回枚方市保健所運営協議会で答申を行うことを決定した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開

会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	０人
所管部署（事務局）	健康福祉部　保健所　保健医療課

審議内容

【事務局】
定刻になりましたのではじめさせていただきます。ただいまより「令和８年度　第１回　枚方市保健所運営協議会を開催いたします。私は、事務局を担当しております、枚方市保健所保健医療課の松山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
昨年度、本協議会の会長に選任されました枚方市医師会の渡邊会長が同医師会会長を退任され、これに伴いまして、本協議会の会長についても退任されました。
したがいまして、本協議会の会長が選任されますまでの間、事務局にて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。
また、本協議会は昨年度に「公開」することをご決定いただいておりますので、会議録の内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

本日は公務等ご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。はじめに本協議会について、ご説明させていただきます。
本協議会は、枚方市保健所運営協議会条例に基づき、「枚方市保健所の所管区域内の地域保健及び枚方市保健所の運営に関する事項について調査審議する」ことを目的に、市長の附属機関として設置した協議会でございます。
本年度は、こどもの自殺対策に関する協議会の設置について、ご審議いただき、答申いただくため本協議会を開催したものでございます。

それでは、本協議会の開会に先立ちまして、枚方市保健所長の白井よりご挨拶申し上げます。

【白井所長】
皆様こんにちは。枚方市保健所長の白井でございます。
しのぎやすくなりましたと思いましたけれども、本当に今日は、朝すごく冷えたりなんかして二十四節気の寒露ということでございます。秋の日のつるべ落としということにも、季節を感じる頃となりました。
本日は、ご多用中にも関わりませず「令和８年度枚方市保健所運営協議会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日市長、副市長があいにく欠席となりまして失礼を申し上げますとともに、枚方市及び事務局を代表して一言ご挨拶させていただきます。
日頃より枚方市の保健医療福祉行政、地域の公衆衛生、労働教育活動等にご尽力いただき

誠にありがとうございます。本市保健所は、平成 26 年に中核市に移行したことにあわせまして設置されまして、今年度で 13 年目を迎えました。昨年７月７日に、現在の場所に移転しまして、保健所運営協議会もこの講堂で開催できることになりました。リニューアルしたこの庁舎で、市域の保健衛生行政のさらなる拡充に努めているところでございます。本協議会の委員の皆様には、この間、保健所の運営に当たりまして、引き続き多大なるご支援をいただいておりますこと、あらためてお礼を申し上げます。
また、本年８月に、保健所に医師の吉原真吾が着任いたしました。吉原医師を紹介しますと、感染症専門医であり、また本年７月まで厚生労働省に勤務し、予防接種施策やがん疾病対策等を担当しておりました。臨床経験をベースにしつつ、保健医療公衆衛生に精通しておりますので、チャレンジの場を国から地方へと移して、枚方市行政の推進に努めていただきますのでどうぞ引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。
さて、今年度はまず「こどもの自殺対策に関する協議会の設置について」、諮問をさせていただきます。背景には、昨年度自殺対策基本法の一部改正等ございまして、こどもの自殺対策に関する取組をより一層進めていくことが求められるようになりました。本市といたしましても、こどもの自殺予防などの対策について必要な情報交換を行うとともに、必要な対処や支援などを協議する新たな協議会の設置に向け、庁内の関係課と協議を進めてきたところでございます。
また、本日の協議会の機会に、保健所の重点的な取組につきまして、各課からのトピックスをご紹介させていただきます。
ぜひとも、委員の皆様方からのご意見・ご助言などを頂戴いたしまして、保健所事業の運営の向上に向け、より効果的に取組を推進して参りたいと考えております。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】
それでは、本日ご出席いただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。なお、前委員の退任に伴い新たにご就任いただく委員の皆様におかれましては、本来でしたら、お一人ずつ委嘱状をお渡しするべきところですが、時間の関係もございますので、お席に置かせていただいております。
それでは配席順にご紹介させていただきます。

＜出席委員紹介＞

本日委員２１名中、１４名のご出席をいただいておりますので、保健所運営協議会条例第７条第２項の規定により、本協議会が成立していることをご報告いたします。
次に、本協議会に出席している事務局職員を紹介させていただきます。

＜出席職員紹介＞

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。

＜資料確認＞

資料の不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、案件をご審議いただきたいと思います。
まず、３．案件のうち「（１）諮問」について　でございます。本日、本協議会に対し、枚方市長より諮問書を提出しております。「資料１　諮問書（写）」をご覧ください。

【白井所長】
それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。
枚方市保健所運営協議会　会長 様　枚方市長 伏見 隆
こどもの自殺対策に関する協議会の設置について、諮問申し上げます。
標題の件につきまして、貴協議会の意見を求めます。
諮問理由　令和８年４月１日に自殺対策基本法の一部を改正する法律(令和７年法律第 64 号）が全面施行され、改正後の自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）におきましては、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことが基本理念に追加されました。
また、法第 23 条においては、地方公共団体が、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換や必要な対処、支援等の措置に関する協議を行う協議会を設置できる旨が新たに規定されました。
国において、地域の実情に応じた協議体設置が求められていることを踏まえ、本市における協議会設置について、貴協議会の意見を求めるものです。

本協議会は、この諮問に応じまして、枚方市保健所の所管区域内の地域保健及び枚方市保健所の運営に関する事項について調査審議し、答申するために設置した協議会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】
続きまして、「（２）会長の選任について」ですが、「参考資料１枚方市保健所運営協議会条例」をご覧いただけますでしょうか。
先ほど申し上げましたが、渡邊前会長が枚方市医師会会長を退任されたことにともない、本協議会の会長も退任され、現在本協議会の会長は欠員となっております。
条例第６条第２項の規定により、本協議会に会長を置く必要がありますが、これに関して、委員の皆様から何かご意見等はございますでしょうか。

【長谷副会長】
事務局のほうから、この件に関して何かご意見、ご提案はございますでしょうか。

【事務局】
事務局といたしましては、これまでの経過も踏まえつつ、こどもの自殺対策に関する協議

会の設置について、活発なご議論をお願いいたしたく、医師の観点からその取りまとめをお願いできればと考えております。したがいまして、枚方市医師会会長の山田委員を会長にお願いできればと考えております。いかがでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

よろしいでしょうか。有難うございます。それでは、山田誠委員の選任についてご承認いただきました。恐れ入りますが、山田委員は会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

【山田会長】
皆様こんにちは。先ほどご指名を賜りました枚方市医師会の山田でございます。前任の渡邉一男会長からの引き継ぎとなります。
医師の立場からと申しますが、皆様のご意見をたくさんいただきまして、円滑な会議の進行、その他を進めて参りたいと思います。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

【事務局】
それでは、以降は山田会長に協議会の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【山田会長】
それでは早速でございますが、これから協議会を進めて参りたいと存じます。
まず、案件に入ります前に、確認も含めてということになりますが、昨年度、本協議会は、公開として、会議録については会議終了後概ねふた月をめどとしまして作成公開をするということに決定されております。これに関しまして、皆様方からご意見、ご質問等、ございますでしょうか。
大丈夫でしょうか。ありがとうございます。ご意見ございませんようですので、本協議会は公開を基本といたしまして、会議録については、会議の終了後概ねふた月以内の作成公開とすることにいたしたいと存じます。
会議の公開は傍聴希望者に、会議の傍聴を認めることにより行うものです。傍聴人がおられましたら、お入りいただくようにということでございますが、いかがでございましょう。

【事務局】
本日の傍聴人はありません。

【山田会長】
はい。ありがとうございます。
それでは早速でございます。案件「（３）こどもの自殺対策に関する協議会の設置について」、

事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

【保健医療課】
枚方市保健所保健医療課の原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
資料３をご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
こどもの自殺対策に関する協議会の設置といたしまして、まず、協議会を設置するにあたっての目的等からご説明のほう、させていただきます。
小中高生の自殺者数ですけれども、令和７年確定値で申し上げますと 538 名と、過去最多を記録するなど、こどもの自殺対策が深刻な課題となっており、従来の縦割り対応を打破し、児童相談所、学校、医療機関、民間団体などが一堂に会し、自殺未遂等におよんだこどもの情報を速やかに共有して地域全体で支える体制を作ることを目的としております。
また、協議会の位置付けといたしましては、自殺をする危険が高いこどもを早期に発見し、また、自殺未遂をしたこどもへの継続的な支援を適切かつ効果的に実施するため、各地方公共団体において、協議会を構成する関係者の間で、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処支援等の措置に関する協議会を行う場とされております。
続きまして、本市におけるこれまでの経過といたしましては、まず令和８年６月定例議会でございましたが、お２人の議員の方から要望、意見等をいただいております。まず、要望につきましては、こどもの自殺対策につきましては待ったなしなので、保健所が主体となって進めるよう強く要望し、引き続き注視したいと要望いただいております。また、意見といたしましては、新規設置なのか、自殺対策ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会など既存の会議体の機能を追加するか、これはこれからの議論をするかとは思いますが、当市にあったこどもにとって最もよいやり方を見つけていただくようお願いするということで意見をいただいております。なお、自殺対策ネットワーク会議につきましては、参考資料３ということで、おつけしております。こちらにございますとおり、本市の自殺対策について、庁内外の各分野の関係機関で共通意識を持ち、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした情報協議の場として設置しておりまして、年２回開催しておる会議となっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。
続きまして、大阪府及び大阪府下の中核市の状況につきましてご報告させていただきます。協議会はすでに設置している団体等はまだございませんでして、設置予定ということで、夏場に回答いただいてる市が１市ございます。こちらは豊中市となっておりまして、今年度秋以降に協議会を設置する方向と言っております。協議会の事務局につきましては、豊中市の保健所に当たる部分とこども分野の部門が共同で運営すると聞いておりまして、また個別の案件についてのケースを検討する会議の場につきましては、こども部門が主に担当するということで、こちら、要保護児童対策協議会、いわゆる要対協の中に位置づけるということで聞いております。
以上の経過も踏まえまして、本市といたしましては、これまでの間、担当部署間で議論の方を進めて参りました。その中で取りまとめいたしました案といたしまして、地域の実情に応じた協議会設置が求められていることを踏まえ、既存の会議体を活用した、以下の枠

組みになるこどもの自殺対策に関する協議会設置を行うことと、案として考えております。具体的にまず協議会につきましては、先ほども触れさせていただきました、自殺対策ネットワーク会議、こちらを活用して年２回の開催を考えております。事務局に関しましては、保健所保健医療課が担うことを考えておりまして、構成といたしましては、記載させていただいております現在の自殺対策ネットワーク会議の構成団体を主とさせていただいて、庁内外の 12 機関で構成を考えております。庁外機関につきましては、枚方市医師会様、枚方市薬剤師会様、関西医科大学附属病院様、大阪精神医療センター様、枚方警察様、交野警察様、枚方寝屋川消防組合様、市内の高等学校等連絡会様と、こちら自殺対策の検討会議の方にはご参加をいただいてはいないんですけれども、中央こども家庭センター様の方にもご参加をいただければと思って、現在の方、考えておるところでございます。また庁内につきましては、保健医療課及びこども部門を所轄しておりますまるっとこどもセンター及び教育委員会の部署でありますが児童生徒課、こちらの方を参加ということで考えております。また個別のケースにつきましては、ケース検討部会といたしまして、現在の要保護児童対策地域協議会、こちらの仕組みを活用して開催の方、考えております。こちらにつきましては、毎月の開催を考えておりまして、事務局につきましては、まるっとこどもセンター、子ども未来部の部門になりますが、こちらが事務局を担いまして、構成といたしましても、要保護児童対策地域協議会、こちらのそれぞれの部門の実務者会議の構成員を主とさせていただいた上で、庁内の４機関を構成機関として考えております。具体的にはまるっとこどもセンターのそれぞれの担当部門及び健康福祉総合相談課、保健医療課、児童生徒課、以上の４機関の構成を考えておる次第です。
最後に協議会の設置につきましては、令和９年４月の設置を目指し、手続きの方を進めて参る所存でございます。説明の方は以上であります。

【山田会長】
はい。ありがとうございます。
ただいま資料をもとに、保健医療課からご説明をいただきました。内容に関しまして、ご質問あるいはご意見等、皆様からご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

【狩野委員】
委員の狩野でございます。
先ほど、事務局の方からご説明をいただいたと思いますけれども、確認の意味で、私の方から２点お伺いしたいと思います。
まず１点目なんですけども、この協議会を新たに設置することになったその背景、目的をお教えいただけますでしょうか。
また２点目としまして、市の協議会の構成機関についてご説明がありましたけれども、国において、協議会について、どのような組織を想定し、地方公共団体に示しているのか、あわせて２点お伺いします。

【保健医療課】
はい。ありがとうございます。
まず１点目のご質問につきまして、冒頭のほうでもご説明差し上げましたとおり、小中高生の自殺者数ですね、こちら令和７年確定値 538 名ということで、過去最多を記録しておりまして、こどもの自殺対策が深刻な課題となっているためが１つの理由となっております。また、従来の縦割り対応を打破し、児童相談所や学校、医療機関や民間団体などが一堂に会し、自殺未遂等におよんだこどもの情報を速やかに共有し、地域全体で支える体制をつくることを目的としております。
なお、国が示している構成機関につきましては、以下のとおりとなります。
まず、福祉、保健関係につきましては、児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、保健所、精神保健福祉センターが挙げられております。また、医療機関につきましては、精神科医、救急医療機関が挙げられております。教育機関につきましては、学校、教育委員会などが挙げられておりまして、最後に民間その他団体といたしましては、自殺対策を行うＮＰＯなどの民間団体及び警察等が挙げられております。

【山田会長】
ありがとうございます。狩野委員よろしいでしょうか。

【狩野委員】
ありがとうございます。

【山田会長】
ありがとうございます。その他、ご意見等ございますでしょうか。

【上羽委員】
私も２つご質問させていただきます。
まずこの協議会の設置についてなんですけど、自治体で設置する義務があるものでしょうか。あるいは、いつまでに設置しなければいけないみたいな期限があるものでしょうか。
もう１点はこの協議会設置した場合には、庁内庁外、いろんな関係機関で情報を共有する必要が出てくるかと思うんですが、その情報共有の場合に、個人情報や必須の義務が存在するかと思うんですが、それについては何か関係の法令で決まっているものがあるとか、何かございますでしょうか。確認、よろしくお願いいたします。

【保健医療課】
はい。ありがとうございます。
まず１点目の質問につきまして、法律上、協議会につきましては任意設置とされておりますので、現時点で義務化であったりとか、具体的な設置期限等は設定されておりません。ただし、こども家庭庁による効果的な運営モデル構築事業等、財政措置が用意されておりまして、国は全国の自治体に速やかな設置を促しております。このため、本市では令和９

年４月設置を目指し、取組を進めているところでございます。
次に情報共有につきまして、法律上厳格な秘守義務と罰則が設けられておりました。協議会の構成員や事務に従事する者は、業務上知りえた秘密の保持義務が課せられ、違反した場合は１年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金が適用されます。これにより、適法かつ安全に、深いレベルでの事例共有や情報連携が可能になるかと考えております。

【山田会長】
はい、ありがとうございます。先生よろしいでしょうか。
その他でございますが、ご意見等ございましたらば、お願いしたいと思います。

【岩田委員】
大阪精神医療センターの岩田でございます。
精神科、専門医療機関として、非常に重要な案件かというふうに思います。
このこどもさんの自殺でありますとか、自殺未遂等を考えますと、その背景には、かなり家庭の事情が影響してる場合も少なくないかというふうに思います。ですので、こどもさん本人の支援だけではなくて、保護者等の家族を支えて、こどもの生活環境全体を包括的にとらえた支援が重要だというふうに考えますけれども、関係機関の連携による自殺未遂をしたこどもへの支援が入ったりでありますとか、その役割分担について、何かお考えがあればお聞かせいただきたいんですけどいかがでしょうか。

【保健医療課】
こどもは、こころの不調を呈している中で、保護者等の家族との関係性に影響を受け、他者に自らの気持ちや悩みを言葉で伝え、援助希求ができる状態にない場合も少なくないという点に十分留意する必要があると考えています。そのため、こどもが自殺未遂等の状態に至った背景を十分に理解するためにも、こどもと保護者、それぞれの思いを個別に把握するために支援の役割分担の検討が必要かと考えております。役割分担として支援を行う上では、こどもの命と権利を守り、こどもの安全と安心を確保するために、状況を早期に改善するという目的を関係機関で共有しながら、今後の支援方針の見通しを立て、連携していくことが重要であると考えております。

【山田会長】
はい。ありがとうございます。
岩田委員大丈夫でしょうか。ありがとうございます。
その他、委員の方々から、甲田先生お願いいたします。

【甲田委員】
関西医大の公衆衛生学の甲田でございます。
私最近、最近じゃないんですけど、こどもの自殺についての論文を書いておりまして、リスク、どういうリスクがあるのかっていうことをやっています。そういう立場で、意見を

させていただきたいと思います。
こどもの自殺においては、最近の特に注目している変化としては、学齢期そして女子中学生高校生、そういった人の増加が顕著になってきているように思います。昨年は小中学生の自殺を見ますと、女子が 280 人で男子が 258 人と、女子の方が男子を上回っている。これが２年連続になっています。これまでは、我が国では自殺というと中高年の男性の問題として言われてきましたが、最近コロナ以降、若い女性、特に学齢期、思春期と、そういった女性の増加が目立っているように思います。こういった変化っていうのが、日本だけじゃなくて、アメリカとかイギリスとか韓国、そういったところでも見られるところです。自殺で亡くなるということは大変なことで、そういったこどもというのは氷山の一角で、水面下では自殺未遂に至ったこども、自殺念慮を抱えていつ自殺行動に至ってもおかしくないこどもが、数多くいるはずでございます。でもそのこどもたちの一部は、そういった気持ちを誰にも伝えることができないこどもも多いんじゃないかと思っています。
こどもが抱える自殺リスクっていうのは、亡くなるこどもがいる地域であっても、もしくはいない地域であっても、そういったリスクは同じように存在しているととらえるべきですので、こどもの自殺対策っていうのは、すべての自治体で、早急に協議されないといけないと考えております。大阪府ではまだ、他の市町村では豊中市でそういうことを考えられているということですけれども、枚方市が大阪府で先んじて協議会設置に向けて検討を進めていかれるっていうことについては、私自身も可能な限り応援させていただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

【山田会長】
はい。ご意見いただきましたありがとうございます。
私も個人的に言うと、こういった協議会がまだ設置が進んでいないこと自身が、ある意味ちょっと不思議なぐらいですね、ニュースではたくさんこういったことが流れる昨今ですので、ようやく、あとを追うようにこういったものができてきている、やっとできてきてると、そういう感触を感じております。先生がおっしゃったのはまさに、そういったところでありましょうか。
医師会ももちろんでございますけれども、本日ご参加いただいてます委員の方々は大なり小なり、こういったことにはもちろん関わってくる組織であると思いますので、こういうものが設置されたときには、医師会もちろんですが、力合わしていきたいというふうに感じております。ありがとうございます。
いかがでございましょう。その他、ご意見等、委員の方々からございますでしょうか。大丈夫でしょうか。
それでは本協議会では、意見の取りまとめというのをさせていただきたいと存じます。引き続き皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは次に案件（４）保健所各課からの報告について　に移らせていただきます。
まず、保健医療課の方からご説明をお願いしたいと思います。

【保健医療課】
保健医療課　原と申します。私の方からご説明をさせていただこうかと思います。お手元の資料、資料４をご覧いただけたらと思います。
保健医療課からの報告案件といたしましては、映像通話を活用した遠隔立入検査効率化事業につきまして、ご報告をさせていただこうかと思います。お手元の資料右下に番号などを出していただいておりますので、そちらも適宜ご確認いただきながら、資料の方ご覧いただけたらと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。
現在保健所では既存事業につきまして、映像通話を活用した遠隔立入検査を導入することで事業の効率化を図るべく、環境整備を進めているところでございます。
具体的に導入する事業といたしましては、まず、市内の飲食店や美容室、病院や診療所、薬局などの施設に対しまして、衛生基準や設備が適切に保たれているかどうか確認するための、立入検査に活用しようかと考えております。また、地震や大雨など、災害発生時や感染症予防時に現地への移動が困難な状況であったとしましても、避難所であったり、医療機関の衛生状況を遠隔で迅速に把握できる体制を整えることにも活用できたらと考えております。
次の３枚目のスライドをご確認、ご覧いただけたらと思います。
まず具体的に立入検査の活用につきまして、説明の方させていただこうかと思います。現在保健所では、市内の飲食店、美容室等、合計 5800 の施設に対して、衛生基準や整備が適切に保たれてるかどうか確認をするために､必要に応じた立入検査を行っている次第です。しかしこちらにつきましては現状幾つかの課題がございます。
まずは移動時間にかかる時間であったりとか方法につきまして、検査自体は設備や衛生状況の確認ということになりますので、短時間で終わるケースもたくさんございます。しかしながら、公用車であったりとか公共交通機関を使って、現場の方へ向かわせていただいておるんですけども、そちらの往復だけでも１件あたり遠い場所であったら１時間ほど時間がかかっているいうことが、現在課題となっております。さらに、令和７年度、昨年の７月７日、こちら保健所の方に移転して参りまして本庁から離れた関係もございますが、移動手段の制約が増えておりまして、移動負担がさらに大きくなっているっていうのが１つ課題となっております。
また事業者側の負担につきましても挙げられると考えております。複数の調査を同時に行うこともございますので、その際は移動時間なども加味しながら、大体何時から何時の間にお伺いさせていただきますということで、先方の方にお伝えをさせていただいておるんですけれども、こういった移動時間についての訪問時間の幅であったりとか、あるいは道中の道路状況によっては予定時間には到着することができずに、検査が開始できず、結果、施設の方々に待たせてしまうようなことがあり、施設の方々の拘束時間の長さも課題となっておりました。
そこで、保健所が行う立入検査に係る移動時間であったりとか、移動方法の課題を解消するため、また、事業者の負担を軽減することの取組ということで、こちらが映像通話を活用した遠隔立入検査の方、事業として導入を進めている次第となっております。
具体的な方法としましては、スライドの５番をご覧いただけたらと思うんですけれども、

まず、保健所の方から申請者に対して、ショートメッセージサービス、いわゆるＳＭＳを配信いたします。事業者におかれましては、そちらをスマホ等の端末で起動していただきますと、こちら保健所の方とこちらの申請者のスマホが映像通話で繋がる形になりまして、その内容を保健所職員が確認しながら、リアルタイムで立入の方を行うという仕組みとなっております。事業を導入することで、移動時間を削減すること、ひいては検査や指導業務等その他の業務に当たる時間が確保できると考えております。具体的に遠隔立ち入り検査を導入することで、年間で約 1190 件ある立入検査のうち、現場確認が比較的軽微なおよそ 450 件につきまして、映像検査へ切り替えることが可能であると見込んでおります。
これにより年間でおおよそ 450 時間分の移動時間が削減されると、こちらの方は見立てをしておりまして、こちら削減した時間につきましては、業務の効率化によって創出した時間をさらなる公衆衛生の向上につなげることで、市民の安全で安心した生活にご利用できる、医療機関や薬局、飲食店や美容所等の安全衛生環境を維持し、安心して暮らせるまちづくりに寄与していければと考えております。
また事業者に対しても、実際に職員が現地に行くまでの待ち時間等がなくなるかと思いまして、こちらの部分も、こちらは事業としてのメリットであると考えております。
スライド７もご確認いただけたらと思うんですけれども、こちらの映像通話の仕組みにつきましては、平時の監査だけではなく、地震や大雨などの災害発生時、あとは感染症流行時などにも活用することを考えております。例えば感染症流行時のなどの際には、映像通話を活用することで、職員と他者の方々が接触する２次感染のリスクを防ぐことができると考えており、地域における保健所業務の維持、継続にも繋がると考えている次第です。
こちらの映像通話を活用した遠隔立入検査事業につきましては、令和９年度からの運用開始を目指し、現在、予算化及び環境整備を進めているところでございます。
報告は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

【山田会長】
はい。ありがとうございます。
ただいまの報告に関しましてございますが、質問、ご意見等ございますでしょうか。
私はどちらかというと、これで、検査を受ける側の立場になってますので、聞かせていただいたこの数字、年間 1000 件以上ということでございますので、職員様が走り回っても、なかなかこの件数をクリアするのは非常に難しいというような数を感じました。
こういった、一部ＩＴと言ってもいいのかもしれませんが、映像通話を使っての検査を進めていくというところなんですがどうでしょうか。皆さん、ご意見ございますでしょうか。どっかの引っ越し会社がお見積もり使ってるような感じになるんでしょうかね。どこどこ見してくださいというふうな形で映像確認をいただくと、そういう方法でございますね。どうでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは続きまして、パワーポイントに基づいての、次の発表の方にお願いしたいと思います。保健衛生課の方でございますね。はい。よろしくお願いいたします。

【保健衛生課】
保健衛生課の榊原でございます。私の方から、枚方市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に向けた取り組みについてご説明させていただきます。
住宅宿泊事業、いわゆる民泊というものなんですけども、これに関しまして、規制条例の制定を考えておりまして来年４月の施行に向けた取り組みの趣旨と内容をご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。
２番目のスライドお願いいたします。本日は４つのテーマに沿って進めさせていただきます。まず、民泊制度とは何かという基本をお話しさせていただき、次に枚方市における現状と課題、そして具体的な規制の内容、最後に今後のスケジュールについてお話いたします。
３枚目のおうちが書いてあるスライドなんですけれども、まず民泊制度の背景についてご説明いたします。平成 30 年に国の法律として住宅宿泊事業法が施行されました。これは、普段、人が住んでいる住宅を活用して、年間 180 日を上限に宿泊サービスを提供する仕組みです。近年の観光客の増加や多様化する宿泊ニーズに対応するために作られた制度となっております。しかしながらホテルや旅館とは異なり、一般的な住宅街やマンションの１室で利用ができるというものでありますので、宿泊者のマナーやモラルの違いから、周辺にお住まいの住民の皆様とのトラブルが全国的に問題になって参りました。そのため、全国で 60 以上の自治体が独自に規制条例を設けているという状況になっております。
続いて４枚目なんですけれども、枚方市における現状をグラフにさせていただいております。グラフをご覧いただきますと、令和７年時点で、市内の民泊の届け出件数は 28 件となっております。コロナ禍においては落ちついておったんですけども、近年、観光需要の回復とともに再び増加傾向にあるというのがこのグラフからわかると思います。これに伴い、市民の皆様から、夜間に外国語のお声が聞こえるなど、あとはごみの出し方がルールどおりされていない、ごみのポイ捨てがあるといった生活環境に関する困り事や苦情の申し立てが寄せられるようになって参りました。苦情件数を見ていただきますと、令和６年は５件だったんですけども、令和７年には倍増の 10 件相談が寄せられております。
次のスライドお願いいたします。こちらのスライドは、市内での民泊の立地がどのようになっているか示したものでございます。令和８年３月時点での状況なんですけれども、市内 28 件のうち実に 25 件、率にして約 89％が住居専用地域というところに立地しております。ここで住居専用地域についてご説明させていただきますと、住居専用地域とは、都市計画法という法律で定められた、住むための環境を優先する地域です。工場や大きなお店などは建築できない地になっておりまして、さらには民泊ではないホテルや旅館も住居専用地域には建てられません。ところが民泊はこの住居専用地域でも営業できることになっております。民泊の件数としましては令和６年度末の 17 件から令和７年度末には 28 件と増加傾向にあり、こうした状況の中で民泊が増え続けると、これまで静かに暮らしてこられた住環境が崩れてしまう恐れがございます。一方で市内の民泊の平均客室稼働率はと言いますと、約 35％前後で横ばいとなっており、現時点で観光客の受入枠が不足しているというわけではありません。
続きまして、スライドの６です。現在発生している主な枚方市民の困りごととしましては、

ここに書いているとおり深夜の騒音、先ほどの騒いでるとかそういったもの、さらには宿泊者のごみのポイ捨て、あとは住民以外の人が住宅街に来るということによる不安などが保健所に寄せられています。見たことないような人が何かウロウロしているとか、そういうことで不安に感じられてる方がいらっしゃるということです。
続きまして７番ですけれども、枚方市の周りの近隣市はどうかといいますと、大阪府内では、大阪府から住宅宿泊事業法の事務移譲を受けている７市があるんですけども、そのうち７市のうちすでに４市が独自に営業規制を行っております。特に隣の高槻市におきましては、今年度、令和８年４月から、同じように住居専用地域への営業を通年で禁止する、全国的にも厳しい条例が施行されたところです。
続きまして８番が、本市の基本方針となります。本市の基本方針としましては、営業規制と事業者が講ずべき措置を義務化するというところで、この２本柱で行おうという方針になっております。私たちが目指すものは良好な住環境の維持ですので、静かで安心して暮らせる住宅街を守るため、営業に一定のルールを設けるというものです。
９ページをお願いいたします。こちらからは、具体的な規制内容を説明させていただきます。まず、営業制限なんですけども、それに書いてあります住居専用地域で新規営業を通年不可、要するに１年間営業ができませんというような規制を考えております。対象となるのが、住居専用地域というのが細かく分かれておりまして、第一種・第二種低層住居専用地域及び第一種・第二種中高層住居専用地域と呼ばれるものなんですけども、こちらでは、年間を通じて新規の営業を不可といたします。また、既存施設につきましても、部屋数を増やすなどの規模拡大を規制いたします。ただ、今後の地域活性化にかかる、市の取り組みの支障とならないように除外規定を設ける予定です。例えば、ホームページなどで公表されている市の計画等に基づくものであればそれに限って、かつ、迷惑防止措置を講じているならば営業してもいいよというような形にする予定です。なお、住居専用地域以外のその他の地域、商業地域などのその他につきましては現行どおり、法律の範囲内で年間 180 日の営業が可能です。
続きまして 10 枚目です。２個目が２本目の柱というかそっちなんですけども、こちらがすべての事業者に義務づける適正運営のための措置を義務づけるものです。こちら４つを考えておりまして、これはもう既存の施設も含め、市内で民泊を行うすべての事業所に適用されます。主な義務が４点ございまして、まずは、近隣住民への事前説明です。民泊の敷地境界から 10 メートル以内のお宅に対して、営業を始める前にあらかじめ事業内容を丁寧に説明することを義務づけます。２つ目は、概ね 10 分の駆け付け体制の確保ということで、騒音など、苦情の通報があった場合には、10 分程度で現地確認できるような、近くでちゃんと監視をするようにというような体制づくりを求めるものです。そして３つ目が、対面での迅速な指導です。騒ぎを起こすような、起こしているような宿泊者に関しましては、対面等できちんと注意指導して解決するように、事業者に義務づけます。そして４つ目が、夜間でも確認できる看板の掲出です。こちらは、民泊が住宅を利用していますので、どこが民泊かわからなくて全然関係ない旅行者が入ってきて困ったというような苦情を受けまして、夜間でも間違った一般の人に入ることがないようわかるような看板等、つけなさいという、そういう義務でございます。このように地域の皆様の不安を未然に防いで、問題

が起きても即座に対応できる仕組みを作っていく予定です。
そして最後に今後のスケジュールでございます。今年の８月に市民の皆様から、パブリックコメントを実施して 53 件ものご意見がありました。こちらは、パブリックコメントとしましては、かなり多い数寄せられたんですけども、ほとんどが民泊自体が反対だという意見で、厳しい規制を望む声が多数寄せられておりました。今後、12 月に市議会の方に条例案を提出させていただきまして、議会の方から議決をいただいた場合には、４月１日の施行を目指しておりますので、12 月議会で議決した後、１月から３月の期間がございますので、その間を周知期間としまして、既存の事業者には条例が設置されましたということで周知していこうと思っております。
まとめといたしましては、本市といたしましては市民の皆様が安全で快適に暮らせる住環境を守るため、万全の体制で本条例の制定に取り組んでいく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。
最後 12 ページは、以上で説明を終わるんですけども、私は基本的に動物担当をずっとやってましたので猫の写真を載せさせていただきまして、一昨年譲渡の話をさせていただきましたけど、この猫も新しい飼い主を待っておりますので、よろしかったら飼っていただけたら幸いです。
ご清聴ありがとうございました。

【山田会長】
はい。ありがとうございます。ただいま保健衛生課の方からのご報告をいただきました。住宅宿泊事業、いわゆる民泊に関する対応、対策を立てていく旨でございます。
委員の方からご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【大﨑委員】
保健所公衆衛生協力会の大﨑でございます。質問をさせていただきます。
今回の規制は、住居専用地域での通年営業不可など、かなり踏み込んだ内容だと思いますけど、枚方市の規制は他の自治体と比べて厳しすぎるということはないのでしょうか。お伺いします。

【保健衛生課】
はい。ありがとうございます。
全国で先ほどご説明したとおり、60 自治体が独自の規制条例を制定している中で、我々がやろうとしている通年規制を行っている自治体は、兵庫県や神戸市や西宮市や、そして高槻市など数自治体ございます。またこれまでは国の民泊に対するガイドラインは、国から出ていたんですけれども、ここでは条例で通年規制をするっていうのは望ましくはないような形で書いてたんですけども、今年の７月に、国の方から通年規制することも可能とするガイドラインの改正が出される旨の通知がありまして、そういったことからも通年規制することは特段問題ないと考えております。また、施設増加に伴って、苦情が本市では増加傾向にありますので、当市としては住環境を維持する必要性が通年規制することによっ

てあると考えております。

【山田会長】
よろしいでしょうか。ありがとうございます。
私、数字に触れさせていただくのは初めてなんですけども、意外に少ないという印象だったんですね。もっとたくさんあるのかなというふうに感じておりました。ただ、報道でもよくされてますように、住宅街内での住民の不安というのがだんだんと膨らんできているのは間違いないことでしょうし、国が条例等で規制をすることは好ましくないというふうにニュアンス的には考えてらっしゃるところがあったということですが、これもう自治体によって全然状況が違うわけでございますので、日本全国共通でというふうに行かない方が当たり前だと思います。なので、60 自治体の方が条例を制定されているということですから、157 の自治体でたった 60 なんだというのも私の実は感想でございます。もっと多くなっても不思議はないのかなというふうに思っております。言葉の壁もございますし、日本人そのものが外国の人に慣れていない国民というバックグラウンドもあるのかなと思っておりますので、適切な条例を策定していただくことを、私は期待したいと思っております。
その他いかがでございましょうか。委員の方々からご意見ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。ありがとうございます。
では、保健衛生課の方からの報告は以上で終わらせていただきます。

続きまして、保健予防課の方からの報告に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【保健予防課】
枚方市保健所感染症係の今西と申します。
いま、世界的に問題になっている AMR、薬剤耐性菌について、本市保健所が実施している感染症対策に関する取り組みについてご報告させていただきます。
２枚目をご覧ください。まず基本の話になりますか、薬剤耐性菌 AMR についてです。薬剤耐性とは感染症の原因となる細菌に対して、今まで効果のあった薬、抗菌薬が効かなくなる、または効きにくくなる現象のことを指します。抗菌薬に耐え抜く力をつけた細菌のことを、薬剤耐性菌と呼びます。
３枚目です。なぜこのような薬剤耐性が起きるのでしょうか。薬剤耐性菌が生まれる要因として考えられるのは主に２つです。１つ目は抗菌薬を不必要に使用することです。抗菌薬は細菌に効く薬です。例えばウイルスが原因である一般的な風邪に抗菌薬を使用すると、治療効果が無いにも関わらず、体内に存在する細菌の中で耐性菌が選択される、生き残ることで薬剤耐性につながります。２つ目は抗菌薬の不適正使用です。例えば、体調が良くなったからと途中で抗生剤をやめてしまうと、適切に使用すれば治療効果が見込める細菌であっても、耐性傾向のある細菌が選択され、薬剤耐性につながります。このように細菌が薬剤耐性化することは、細菌が生き残っていくための術といえます。そして薬剤耐性菌

は体内でどんどん増殖していきます。
４枚目をご覧ください。冒頭で世界的に問題になっている薬剤耐性菌とお伝えしましたが、薬剤耐性菌は何が脅威なのでしょうか。このように抗菌薬の不適切な使用により生まれた薬剤耐性菌はひそかに世界中で感染拡大しており、サイレントパンデミックと言われています。つまりその薬剤耐性菌は自分や周囲の人も気づかぬうちに持っていて他の人に感染をさせる、また他の人から感染を受けるという状況になっている可能性もあります。薬剤耐性菌が蔓延しやすい状態を放置したまま有効な対策をしないと、2050 年には世界で年間 1000 万人が有効な抗菌薬治療を受けられず、薬剤耐性菌によって命を落とすことが予測されています。これはがんを超える死亡者数です。医療現場においては抗菌薬が効かないために、病気に対する治療の選択肢が大幅に減少します。本来治療できるはずの病気が治療できないという医療の土台が崩れる事態となりかねません。特に免疫力の弱い高齢者や乳幼児、基礎疾患のある人等では感染症の重症化の懸念もあります。
次の５枚目です。薬剤耐性菌は体内で増殖しやすく、感染拡大していきます。先ほどご説明したとおり、抗菌薬を適切に使用しないと病気の原因菌だけでなく、体内にいる問題の無い菌も一緒に死滅させてしまったり、細菌の薬剤耐性化が起き、薬剤耐性菌だけが選択され体内で増殖していきます。そしてその薬剤耐性菌は体外へ排出され、人の手を介して他の人へ感染を広げていきます。特に医療や介護現場では免疫力の落ちている人が多いため、職員がケアの時に十分な手洗いや手指衛生をしていないと、手を介して他の人へ感染が広がりやすくなります。薬剤耐性菌対策として、できるだけ薬剤耐性菌を生み出さない、そして感染を広げないということが重要となります。枚方市では薬剤耐性菌対策について市内の病院や企業と連携し、医療機関や高齢者施設、そして市民の方に様々な方法で周知啓発をしていますので、その取組についてご紹介いたします。
６枚目です。本市の感染症対策に関する取組として、枚方市保健所と地域の医療機関等における連携体制の構築を行っております。枚方市は令和６年度に感染対策向上加算１病院と感染症ネットワーク会議をたちあげました。感染対策向上加算１病院とは感染症に関する対策を行い、地域の医療機関や保健所と連携する体制をとることで診療報酬を算定している病院のことを指します。枚方市内には５病院あります。保健所はその感染対策向上加算１病院の感染管理認定看護師とともに、感染対策向上加算の届出の有無に関わらず、市内医療機関や高齢者施設に対して感染症に関する研修を行ったり、各施設の現場において感染症対策に関するアドバイスを行う施設ラウンド等を実施してきております。
７枚目です。枚方市保健所と地域の医療機関等が連携し、実際に行っている AMR 対策に関する取組をご紹介いたします。１つ目は院内感染対策サポート事業、病院・高齢者施設へのラウンドです。市内の加算１病院と保健所が一緒に訪問し、実施しています。薬剤耐性菌等の感染症が発生した際や、普段からの備えとして平時に介入するなど実施のタイミングはさまざまです。内容ですが、病院においては物品管理や汚物処理室等の清潔・不潔エリア管理の確認をしたり、職員の感染症対策や手指衛生方法、院内感染対策委員会の運営、抗菌薬の使用方法の助言をしております。その中で薬剤耐性菌の発生状況等も把握し、助言しています。高齢者施設では職員の感染対策、手指衛生や PPE の確認・助言や、入居者の体調管理の方法等についてアドバイスしております。ラウンド実施後にアンケートを実

施しており、事業に関する意見を把握すると同時に、施設が感染対策を改善できているか、施設内で共有できているかということもあわせて確認しています。
次、８枚目です。２つ目は医療機関向け感染症対策研修です。これは枚方市内 24 病院が研修を通じて自施設での取組に活用できるような知識を得ること、またグループワークを通じて病院間の情報交換や加算１病院 ICN 等による助言を受けることができる機会として実施しています。また、グループワークをすることで病院の職員同士の顔の見える関係を構築し、地域全体の感染症対応力の向上を目指しています。その時の流行感染症や重要度等で内容を決定していますが、昨年は麻しん、今年はＣＲＥという薬剤耐性菌についてのテーマで実施いたしました。１件でも発生があれば、集団発生レベルの対応が必要と言われるＣＲＥをテーマに、どのように感染拡大を防いでいくかという視点でグループワークを行いました。活発な意見が出ており、参加者からも好評の内容でした。
続きまして９枚目です。３つ目に AMR 対策勉強会です。AMR 対策は病院間の薬剤師をはじめとした多職種との繋がり、連携が必要です。そのため令和７年度に初めて本勉強会を企画し実施しました。市内の病院や薬局に周知を行い 16 病院、２診療所、４薬局より薬剤師を中心とした参加がありました。テーマは「地域で取り組む AMR 対策」とし、市立ひらかた病院浮村医師による講義を実施しました。また、今年度も実施予定としております。
次に 10 枚目です。４つ目の取組は枚方市保健所と企業が連携した取組で、塩野義製薬株式会社と連携した AMR 対策の啓発です。これは市民に向けた啓発として報告いたします。本市は令和４年に塩野義製薬株式会社と感染症にかかる連携協定を締結しました。また、令和６年に感染症予防や啓発における連携協定を図るため、枚方市、塩野義製薬株式会社、枚方市薬剤師会の３者で覚書を交わしています。塩野義製薬株式会社と協力し、AMR 対策をはじめとした感染症対策や抗菌薬の適正使用について本市ホームページで発信しています。また、感染症のおくすりについてという内容で、市民が手に取りやすい薬剤耐性菌に関する資材を共同で作成いたしました。このリーフレットは保健所や市内薬局に置かせていただいています。
これらが本市で取り組んでいる AMR 対策です。今後も地域と連携した AMR 対策を推進して参りたいと思っております。以上で報告を終わります。

【山田会長】
ありがとうございます。保健予防課から AMR についてのご発表いただきました。
恐ろしい数字ですね。がんを超える死亡者になる可能性が秘められていると。2050 年ですね。こういったデータも含めて、ご報告をいただきました。
委員の方からご意見等、或いは補足等ございましたらば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。
患者さんの方からですね、医療機関の方で抗生剤の使用というのはもう勉強会等で広く知られるところでございまして、不要な抗生剤の投薬を極力避けると、第一選択にすべき抗生剤も当然ながら絞られてくるという流れにはなっておるんですが、昔の流れを汲んでいるのか、高齢の方を中心に抗生物質出してくださいなんていうリクエストがあったりするわけですね。あれを飲むと僕すぐ治るからなんていうふうな持論お持ちであって、出して

くれないと憮然とした態度で怒ってしまうなんていう方が､まだ少なからずいらっしゃる。市民に対する啓発というのも触れていただきましたけども、医療サイドのみならず市民の方にもやはり知識をつけていただくという大事さを感じております。
突然ですが、松田先生、何かご意見等ございますでしょうか。研修医の先生から教授まで幅広い先生方がいらっしゃる病院でいらっしゃいますので、何かここで対策等お考えがございましたら、教えていただきましたら。

【松田委員】
大学では、学生から研修医に対して、耐性菌の問題あるいは適正な抗菌薬の使用というのは、それなりに教育をしているわけですけれども、実際に医療の現場に行くと、やはり感染症が発生すると抗菌薬使うということがしっかり行われていて、しかも、外国、欧米に比べて少し使用期間が長い傾向に日本はありますんで、どうしても耐性菌が出やすい状況というのは、今も続いているのが実情だろうと思います。
今、先ほどＣＲＥの問題がありましたけれども、必ずしも病院の中で新たに生まれるというよりは、患者さんがもともと持っている、そういう長い抗菌薬の使用歴を持っておられる患者さんの中で生まれたものがいついているということがあって、院内感染とは違う耐性菌を持っている患者さんが市中にすでにおられる。そういう問題もやっぱりあるのかなというふうには思っています。
ですから、その耐性菌に対してどう対応するのか。治療が必要なのか。耐性菌が見つかっても治療が必要がないものなのか、ということもしっかり見極めて対応していく必要があるかなと思っています。相変わらずの課題だったですね。

【山田会長】
突然の質問で申し訳ございません。ありがとうございます。
耐性菌というのはイタチごっことよく言われますように、なくなることのない永遠の課題なのかもしれないんですけども、だからといって放置はもちろんできませんので、医療現場も含めて、あるいは市民の方々の知識の増加も含めて、これからも、AMR の対策に関しては、お力添えをいただけたらと思います。ありがとうございます。
他、いかがでございましょう。委員の方から、ご質問等ございませんか。大丈夫でしょうか。はい。ありがとうございます。
それでは、保健予防課からの報告につきましては、以上で終了させていただきたいと思います。

次に参ります。資料５、今後の進め方についての方をご覧ください。本日第１回の協議会を開催しておりますが、第２回目以降の協議会についても適宜開催して参りたいと思っておりますので、資料に基づいてのご説明の方よろしくお願いいたします。

【事務局】
それでは「資料５　今後の進め方について」ご覧ください。

今後の進め方については、資料のとおりとなっており、令和８年９月に「第１回自殺対策ネットワーク会議」を開催いたしました。この会議では、このたび諮問させていただきました、「こどもの自殺対策に関する協議会の設置について」説明を行いました。
そして本日、10 月、第１回本協議会において、諮問をさせていただきました。
次回は 12 月から翌年２月までの間で、第２回本協議会を開催することを調整させていただきます。ご意見がまとまりましたら、そこでご答申いただくことを想定しております。現在、12 月 28 日または翌年 1 月 7 日で調整しております。また、あらためてご連絡させていただきます。なお、答申までの間、別途ご議論いただく必要があると判断される場合には、本協議会の追加の招集について、会長にお諮りします。
なお、今回諮問させていただいた「こどもの自殺対策に関する協議会の設置について」は、ご答申いただいた内容を受け、令和９年２月に市議会の委員協議会での報告を行うこととしております。その後、３月にご答申いただいた内容を「自殺対策ネットワーク会議」においても報告することとしております。そして４月以降、要綱を制定・施行し、自殺対策に関する協議会を設置する予定としております。
説明は以上です。

【山田会長】
はい。ありがとうございます。資料に基づきましてご説明をいただきました。
ただいまの説明で、ご意見もしくは確認事項等を委員の方からございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ちょっと年末年始にかかる、皆様、お忙しい時期になるかと思いますけれども、第２回の開催日程が決まりましたらば、またご協力をよろしくお願いしたいと思います。どうでしょうか。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。
それでは長い時間、ご協力を賜りましたが、本日の案件はすべて終了となっております。
以上をもちまして、第１回枚方市保健所運営協議会を、閉会としたいと思います。長時間のご協力ありがとうございました。また、不慣れな点もございますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。